

観光・MICE推進プログラム

(令和5年度～令和7年度)

福岡市 経済観光文化局

令和5年3月

第一	観光・MICE推進プログラムの概要	
1	観光・MICEに取り組む意義	P 3
2	観光・MICE推進プログラムの位置づけ	P 3
3	観光・MICE推進プログラムの計画期間	P 3
第二	福岡市の観光・MICEを取り巻く現状と課題	
1	観光・MICE推進プログラム（令和2年度～令和4年度）の成果と課題	P 5
2	福岡市の観光・MICEを取り巻く現状	P 9
3	コロナにより変容した観光ニーズ	P 10
4	今後の取組みの視点	P 12
第三	取組みの方向性と主要施策	
1	コロナからの回復から持続可能な観光・MICEへ	P 14
2	今後実施する取組みの方向性	
	（1）九州のゲートウェイ都市機能強化	P 15
	1-1 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化	
	1-2 新たな誘客の開拓	
	1-3 市発着の九州周遊観光の推進	
	（2）MICE都市としてのプレゼンス向上	P 16
	2-1 MICE誘致強化とビジネス機会の創出	
	2-2 MICEにおける受入環境の充実	
	2-3 SDGsへの貢献と都市競争力の向上	
	（3）地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	P 17
	3-1 地域資源等を活用した観光振興	
	3-2 持続可能な観光産業の形成	
	3-3 観光と市民生活の調和	
第四	目標設定	
1	目標設定	P 21
第五	推進体制とマネジメント	
1	推進体制と基盤強化	P 23
2	観光・MICE推進プログラムのマネジメント	P 23
3	財源	P 23
参考資料		
	福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号）	P 25
	福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）抜粋	P 26
	SDGsへの対応について	P 27

第一 観光・MICE推進プログラムの概要

1 観光・MICEに取り組む意義

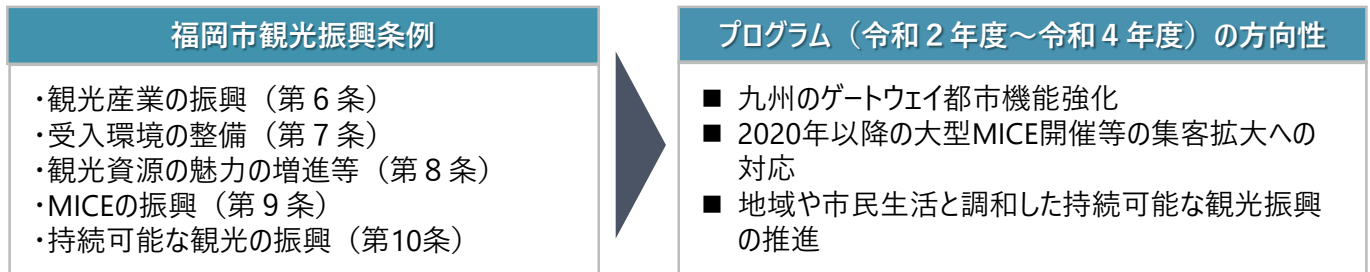
福岡市は、2千年前から大陸との交流窓口の役割を果たし、海外との交流の中で大きな発展を遂げてきました。その長い交流の歴史の中で、海外の文化と融合しながら、あたたかいもてなしの心や熱い人情、博多祇園山笠に代表される祭りや伝統文化など、福岡独自の文化、個性を育んできました。

近年は、世界から多くの人々が集まり交流する都市として発展してきましたが、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）により、人流は止まり、地域経済へ大きな影響を与えることになりました。第3次産業が9割を占める福岡市において、コロナからの経済の回復とさらなる発展、都市成長を図るためには、交流人口の増加による経済の活性化が必要です。特に、観光・MICE産業による経済活動は、その裾野が広く、都市全体が成長していく原動力になることができます。

都市の成長エンジンである交流を推進するため、観光・MICE施策を市民・地域・企業・行政が一体となって積極的に展開し、福岡市、九州の経済発展を牽引するとともに、魅力にあふれ、住む人も誇りを持てるまちを創造し、持続的な都市の発展と成長に寄与していきます。

2 観光・MICE推進プログラムの位置づけ

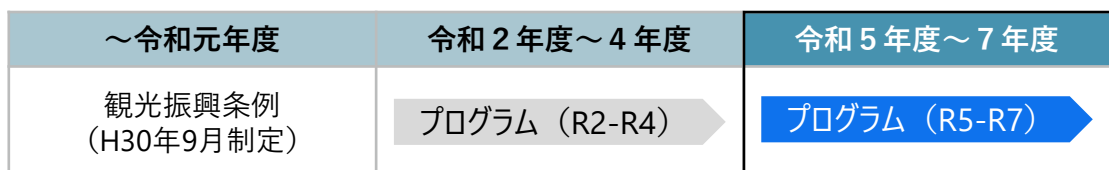
平成30年9月に制定された福岡市観光振興条例に定める「市長が講ずる施策」を踏まえ、観光・MICEの取組みの方向性を示した「観光・MICE推進プログラム（以下、「プログラム」という。）」を策定し、観光・MICE施策を推進しています。



3 観光・MICE推進プログラムの計画期間

プログラムは、令和2年度から3年間を計画期間とし、観光・MICEの推進に取り組んできましたが、令和4年度をもって計画期間が終了するため、令和5年度以降のプログラムにおいては、これまでの成果検証と見直しを行い、国内外における社会環境の変化にも対応できる持続的な観光・MICEの推進に向け、実効性のある施策の方向性と取組みを示したものに改定します。

なお、計画期間については、プログラム（令和2年度～令和4年度）において3年間としていたこと、国が「観光立国推進基本計画」の計画期間を3年間に設定する予定であることから、令和5年度から令和7年度の3年間とします。



第二 福岡市の観光・MICEを取り巻く現状と課題

1 観光・MICE推進プログラム（令和2年度～令和4年度）の成果と課題

福岡市においては、コロナの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることを基本とし、「九州のゲートウェイ都市機能強化」、「2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応」、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」の3つの取組みの方向性に基づき、観光・MICE施策を推進しました。

主要な成果及び残された課題は以下のとおりです。

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

【1-1 MICE施設をはじめとする都市機能強化】

マリンメッセ福岡B館を整備（令和3年4月1日開館）するとともに、民間のMICE施設も増加するなど、供給不足による機会損失の解消と将来の需要回復を見据えた都市機能強化が進みました。

また、感染症対応シティとして、観光客や市民が立ち寄る店舗やサービス提供施設に対して感染対策（強化への取組み）を支援することにより、天神ビッグバンにあわせた都市のアップデートに取り組み、安全安心に配慮したまちづくりを促進しました。

【1-2 市発着の九州周遊観光の推進】

インバウンドの再開及び世界水泳選手権大会に向け、九州の自治体等と連携し、歴史・自然・食などのテーマを設定した九州周遊観光の魅力をホームページやSNSなどで発信するとともに、福岡都市圏の自治体等と連携し、福岡市内に宿泊する修学旅行やバスツアーの受入れ等に取り組み、コロナの感染拡大の影響を受ける観光産業の活性化を図りました。

また、公衆Wi-Fiスポットを観光関連施設や地下鉄駅等で拡充し、広域観光情報の発信を行うなど、観光客や市民の利便性の向上を図りました。

【1-3 デジタルマーケティングによる観光振興の強化】

ビッグデータを活用した人流動態や興味関心を分析するとともに、市内観光関連事業者向けセミナーを開催し、ビジネスチャンスに繋がる取組みを進めました。



< マリンメッセ福岡 B 館 >



< 修学旅行での人力車体験 >

【残された課題】

コロナの感染拡大に伴う外国人観光客の入国制限によりインバウンド需要は消失するとともに、国内においても県をまたぐ移動の制限などにより国内観光客が減少するなど、観光消費が落ち込みました。

また、九州のゲートウェイ都市として、ウォーターフロント地区においては、質の高いMICE開催に資するMICE拠点の形成や海辺空間を活かした賑わい・憩い空間の創出が引き続き求められるとともに、魅力ある観光コンテンツを有する九州の自治体と連携し、福岡を起点とした周遊ルートを形成することで、九州全体の観光活性化を図り、九州経済へ貢献していく必要があります。

【図1】入込観光客数及び観光消費額の推移（推計）と外国人入国者数

項目	平成30年	令和元年	令和2年	項目	令和元年	令和2年	令和3年
入込観光客数（万人）	2,141	2,148	1,126	外国人入国者数（万人）	269.5	32.0	0.6
観光消費額（億円）	5,020	5,305	1,517				

出典：福岡市「福岡市の観光・MICE」2022年版

(2) 2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応

【2-1 大型MICEでの魅力発信と更なるMICE誘致】

ポストコロナに向け、MICE主催者や施設に対してハイブリッド開催に係る支援を実施し、受入環境を充実させるとともに、MICE開催におけるSDGsに資する取組みの支援を行うなどMICEの需要喚起を図りました。

また、オンラインを活用したセールス活動及び誘致活動を実施し、国内外のMICEを誘致しました。

【2-2 集客拡大に伴う受入環境の充実】

世界水泳選手権大会に向けては、来訪者向けサイトの制作や多言語対応の飲食店等を「おもてなし店舗」として認証及び情報発信するとともに、ヴィーガン・ベジタリアンのセミナー等の実施により食のユニバーサル対応を促進し、受入環境の充実を図りました。

【2-3 歴史・文化資源を活用した観光振興】

「博多旧市街プロジェクト」において、まちなみ装飾の灯笼設置や地下鉄祇園駅構内のイラスト装飾、地元事業者と連携して魅力ある宿泊・体験・お土産を「博多旧市街セレクション」として商品認定するなど、エリア観光の推進を図りました。

また、福岡城において昼夜を問わず訪れられるよう夜間照明の整備や、生の松原元寇防塁における駐車場整備など受入環境の整備を進めました。

さらに、美術館等を拠点とした文化観光推進事業を検討しているほか、「Fukuoka Art Next」と連携した文化観光の推進など、新たな観光資源の磨き上げに着手しました。



<ハイブリッド型MICE支援>



<博多旧市街の装飾(灯笼)>

【残された課題】

コロナの感染拡大によるMICEの中止・延期を受け、MICE関連事業者へ大きな影響を及ぼしたことから、ポストコロナを見据え、都市のプレゼンス向上や地域経済の活性化に繋がる質の高いMICEの誘致強化が求められるとともに、比較的回復の早い展示会など、ターゲットを拡げていく必要があります。

また、福岡市の強み・魅力である歴史・文化芸術、自然を活かした観光コンテンツの造成とともに、「Fukuoka Art Next」、「リバーフロントNEXT」及び「Fukuoka Green NEXT」などの市主要施策と一体となった観光の魅力発信が引き続き必要です。

【図2】国際会議の開催件数

項目	令和元年	令和2年	令和3年
国際会議の開催件数（件）	313	15	0

出典：日本政府観光局（JNTO）「国際会議統計」

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

【3-1 観光産業の生産性向上】

宿泊施設におけるポストコロナを見据えた非対面・非接触などの設備や高付加価値機能の導入を支援し、安全安心の推進と宿泊事業者の生産性向上を図るとともに、新たな宿泊需要の喚起に繋がるプランの造成・販売を支援しました。

【3-2 自然など地域資源を活かした観光振興】

「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」においては、北崎地区では歩道の美装化や無電柱化整備を行うとともに、志賀島地区ではサイクルラックや観光案内板等を設置するなど、サイクルツーリズムの推進とエリアの魅力向上に取り組み、コロナ下におけるマイクロツーリズムのニーズに対応しました。

また、ワーケーションの推進に向け、共働して取り組むパートナーを募集するとともに、専用サイトで情報発信を行うなど、ビジネスによる旅行需要の喚起を図りました。

【3-3 観光と市民生活との調和】

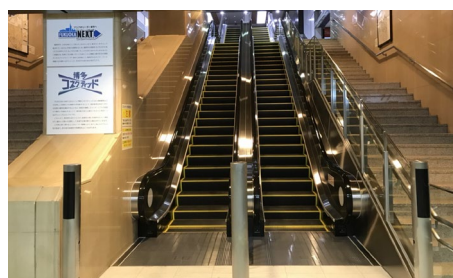
観光客や市民の利便性向上を図るため、地下鉄博多駅及び天神駅におけるエスカレーター及びエレベーターの整備などを実施しました。

また、サステナブルツーリズム※を推進するためのセミナーの開催及びCO2排出量抑制や環境保全に資するモデルツアーを実施し、観光関連事業者のSDGs貢献への機運醸成を図りました。

※サステナブルツーリズム：旅行者、観光産業、自然環境、地域社会の需要を満たしつつ、経済面・社会面・環境面の影響も十分考慮に入れた観光



< 歩道の美装化（北崎地区） >



< 地下鉄博多駅エスカレーター >

【残された課題】

観光産業の持続性と観光需要の分散化を促進するとともに、地域の魅力を観光資源として磨き上げ、環境に配慮した観光振興に取り組む必要があります。

また、出張の自粛やオンライン会議の普及等に伴い、ビジネス利用が主となっていた宿泊施設の平日利用が減少したことから、ワーケーション等を活用したビジネスによる来訪機会の創出が求められます。

さらに、地域経済の活性化のため、地域への観光消費拡大を図るとともに、インバウンドの本格的な再開を見据え、観光客のマナー向上や市民生活に配慮した取組みが求められます。

< 参考 >

■ 新型コロナウイルス感染症関連事業（観光・MICE関連）

福岡県が行う緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、地域経済の維持を図るため、様々な経済支援策を実施しました。

- 飲食事業者を対象としたテイクアウト支援や休業要請への協力店舗等への家賃支援など事業継続に向けた支援を実施するとともに、来客用窓口を有する店舗等の空調機の更新や感染症対応機器等の購入費等を支援するなど、安全安心に配慮したまちづくりを推進しました。
 - ・ 地域の飲食店を支えるテイクアウト支援（14,819件）
 - ・ 休業要請への協力店舗等への家賃支援（41,774件）
 - ・ 感染症対応シティ促進事業（8,335件）
- 宿泊事業者、観光関連事業者を対象とした支援事業により観光の需要喚起を図ったほか、宿泊施設における消毒・除菌対応等の安全対策の支援や、ポストコロナを見据えた施設・サービスの高付加価値化及び生産性向上の取組みを支援しました。
 - ・ 修学旅行等による都市圏周遊の推進（修学旅行等の貸切バス代支援：388台）
 - ・ 宿泊事業者が取り組む感染症予防に対する支援（643件）
 - ・ 宿泊施設の高付加価値化等支援事業（208件）
 - ・ 新たな生活様式に対応した宿泊施設の多様な利用促進事業（255件）
 - ・ 福岡型ワーケーション推進事業（ワーケーション推進パートナー：175企業）
- MICE関連事業者を対象に、ポストコロナを見据えたMICEのあり方に対応した、「MICEのハイブリッド開催支援（ポストコロナMICE支援）」を実施しました。
 - ・ MICEのハイブリッド開催支援（主催者：114件、MICE施設：34件）

■ 目標と実績

令和2年度から令和4年度については、コロナの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることを基本とし、プログラムの方向性に基づき、観光・MICE施策を推進しましたが、コロナの影響を受け、観光消費額、入込観光客数、外国人入国者数とも目標数値には未達となる見込みです。

項目	目標（令和元年に設定）	実績（直近の公表ベース）
観光消費額	6,000億円	▶ 1,517億円（令和2年）
入込観光客数	2,300万人	▶ 1,126万人（令和2年）
外国人入国者数	320万人	▶ 40.2万人（令和4年）

2 福岡市の観光・MICEを取り巻く現状

福岡市においても、プログラム策定時（令和元年度）と比較し、コロナの影響によりインバウンド・国内観光需要が著しく減少し、他方でマイクロツーリズムやワーケーション等の観光需要が注目されるようになりました。

また、世界的に観光の持続可能性への関心の高まりなどもあり、観光・MICEにおける環境は大きく変化しています。

福岡市を取り巻く観光・MICEに関する主な現状は次のとおりです。なお、国においても、訪日客等をコロナ以前の水準に戻していくための「観光立国推進基本計画（令和5年度～令和7年度）」の改定を進めています。

【観光関連】

- ・コロナによる移動制限やニーズ変化により、近場の観光を楽しむマイクロツーリズムが普及した。
- ・ホテル等の宿泊施設の新規開設が続いており、観光客の受入態勢が強化されている。
- ・都市空間のアップデート（天神ビッグバン等）により、今後、ハイクラスホテル客室数の増加が期待される。
- ・国際情勢やコロナの影響により、インバウンド市場の回復に一部不透明なところがある。

【MICE関連】

- ・コロナの感染拡大防止として、MICEにおいてはハイブリッド開催型が普及した。
- ・令和5年度の世界水泳選手権大会の開催による欧米豪からの観光客の増加と経済効果が期待される。
- ・マリメッセ福岡 B 館の供用開始や民間のMICE施設の増加により、機会損失の解消が図られている。
- ・国際金融機能誘致の取組みによる企業ミーティング開催などの機運が高まっていく。

【インフラ関連】

- ・福岡空港の第2滑走路の供用（令和6年度予定）による来訪者の増加が期待される。
- ・地下鉄七隈線の延伸開業（令和5年3月）により市内回遊の利便性が向上する。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
プログラム(~令和4年度)	プログラム（令和5年度～令和7年度）		
	<ul style="list-style-type: none"> ○世界水泳選手権福岡大会 ○ザ・リッツカールトン福岡開業 		
<ul style="list-style-type: none"> ○西九州新幹線開業 ○JR佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン ○地下鉄七隈線延伸開業 		<ul style="list-style-type: none"> ○JR福岡・大分デスティネーションキャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡空港第2滑走路供用開始
	観光立国推進基本計画（令和5年度～令和7年度 予定）		
	<ul style="list-style-type: none"> ○G7サミット・広島 		<ul style="list-style-type: none"> ○大阪万博 ○世界陸上東京

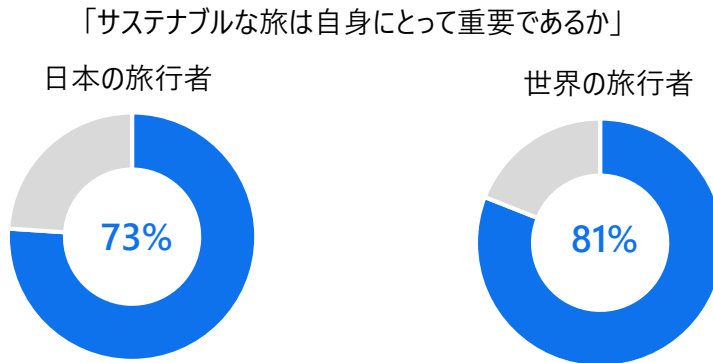
3 コロナにより変容した観光ニーズ

残された課題については継続的に取り組むとともに、コロナにより変容した観光ニーズや社会環境に対応するため、新たな課題についても取り組む必要があります。

(1) 観光客におけるSDGsへの意識

国内外の観光客においては、コロナによる大きな社会環境の変化等により、環境やSDGsへの関心が高まるなど、観光においてもSDGsへの貢献が意識されてきています。

【図3】世界の旅行者の意識調査



出典：Booking.com“Sustainable Travel Report 2022”（2022年6月）

(2) コロナによるライフスタイルの変化

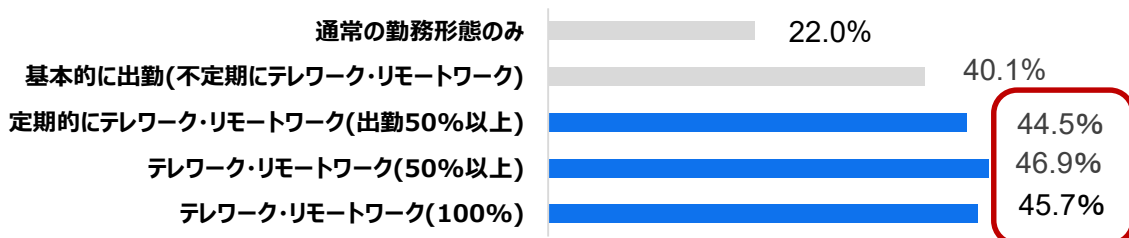
市内宿泊施設においては、観光による週末利用は回復基調であるものの、出張の自粛やオンライン会議の普及等により、ビジネス利用は減少しました。一方で、全国的にテレワークの実施が進んでおり、長期滞在や多拠点生活などの多様化するライフスタイルへの関心が高まっています。

【図4】市内宿泊施設の客室稼働率の推移（年平均）

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
客室稼働率	82.1%	79.6%	34.8%	33.7%	51.8%

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

【図5】テレワーク実施度ごとの多拠点生活への関心度

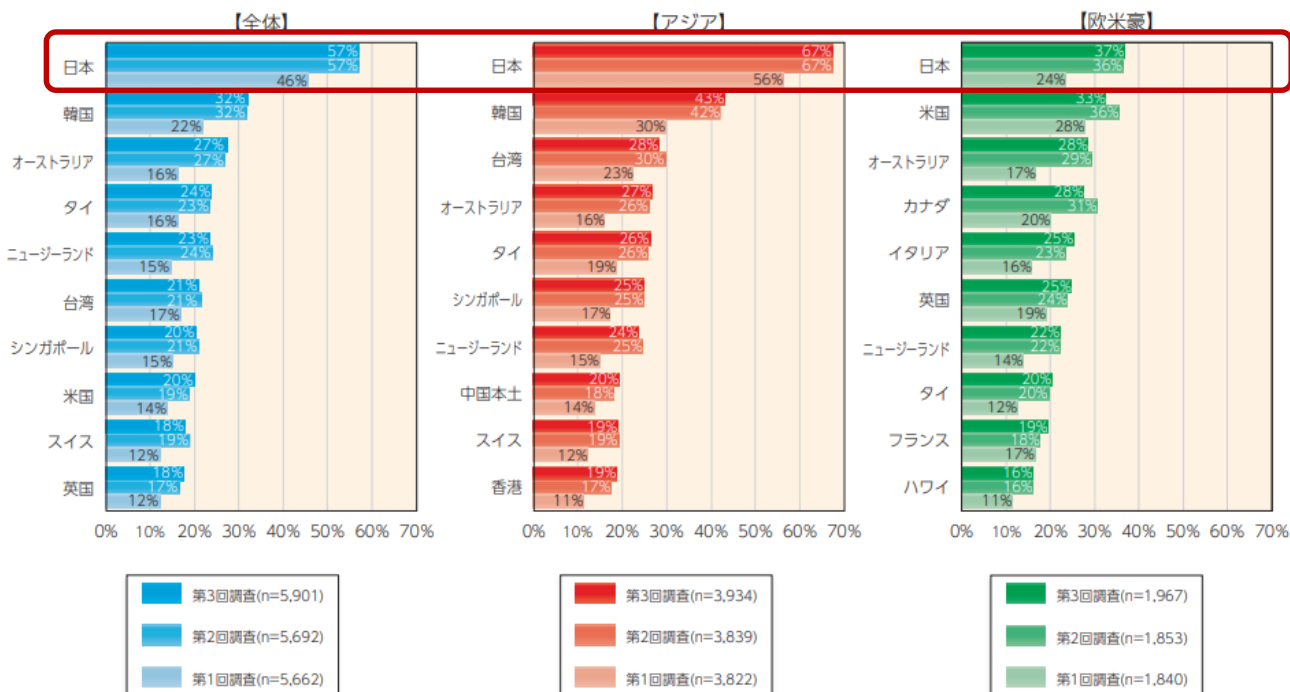


出典：KDDI総合研究所“地方移住/多拠点生活に向けての生活者理解（第2回）”（2021年7月）

(3) 今後のインバウンド需要回復への期待

アジア・欧米豪の両地域においては、海外旅行したい国・地域として、日本への旅行に対する関心が高まっており、今後のインバウンド需要の回復が期待されています。

【図6】次に海外旅行をしたい国・地域（アジア・欧米豪からの海外旅行者）

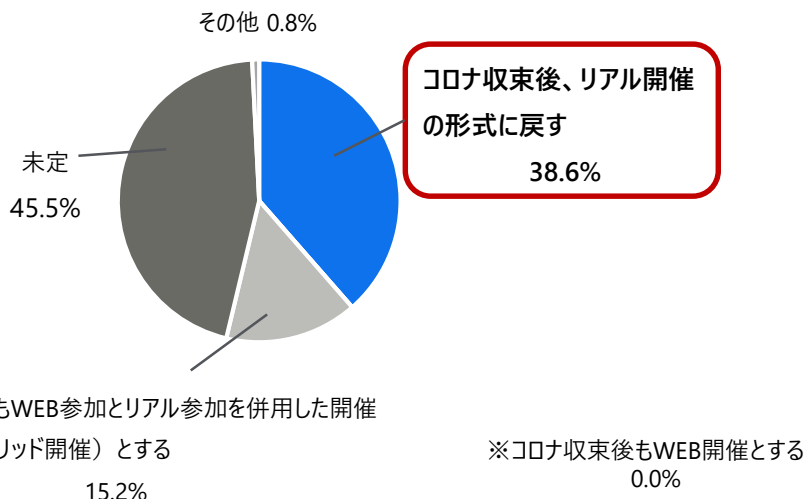


出典：国土交通省“観光白書（令和4年度版）”より一部抜粋

(4) アフターコロナにおけるMICEの開催形態

MICEにおいては、コロナ下では対面での交流は難しいことから、リアルとオンラインを併用したハイブリッド型が開催されているものの、コロナ収束後はリアルによる開催が望まれています。

【図7】コロナ収束後のMICEの開催形態



出典：福岡市“MICE主催者へのアンケート調査”(2021年3月)

4 今後の取組みの視点

プログラムの改定にあたっては、プログラム（令和2年度～令和4年度）において残った課題への対応を継続的に進めていくとともに、福岡市を取り巻く状況や変容したニーズへの対応のほか、コロナにより大きな影響を受けた観光・MICE需要の早期回復、世界共通の目標であるSDGsへの貢献など新たな課題について取り組んでいく必要があります。

また、国内外の都市・地域が観光誘客に注力している中で、福岡市が観光及びMICEをはじめとするビジネスにおいて選ばれる都市となるには、これまで育まれてきた福岡市の特色を伝え、目的地（デスティネーション）として魅力の向上を図ることが大切な要素であることを踏まえ、次のとおり今後の取組みの視点を整理しました。

① コロナにより失われた観光・MICE需要の回復

コロナによる行動制限や入国制限により、大きく落ち込んだ観光・MICE需要を回復させるために、早期にインバウンド市場の回復を図ります。それに加え、新たな国・地域からの誘客に取り組むとともに、多様なツーリズムへの対応など、新たな市場開拓に取り組むことで、変化に強い観光産業につなげていきます。

② SDGsに資する観光・MICEの推進

世界共通の目標であるSDGsへの貢献に取り組んでいくとともに、多様性・包摂性に対応し、来訪者の満足度を高めるだけでなく、豊かな市民生活につながる持続可能な観光・MICEを推進します。

③ 交流により育まれた魅力ある文化観光の推進

大陸との長い交流の中で育まれてきた福岡の歴史・伝統文化及び文化財を活用するとともに、彩りに溢れたアートのある街を目指す「Fukuoka Art Next」等と連携した文化観光に取り組むことで、観光によるWell-beingの推進にもつなげていきます。

④ ビジネス機会の創出によるビジネス目的地としての魅力向上

福岡市のビジネス環境を活かした新たな交流やビジネス機会を創出し、ビジネスにおける目的地としての魅力向上に取り組めます。

⑤ 観光産業における観光DXの推進

リスクや環境変化に強いレジリエンスな観光産業の形成に向け、デジタルの活用による観光産業の生産性向上を図るとともに、観光資源へのデジタル技術の導入等による魅力向上など、観光DXを推進していきます。

第三 取組みの方向性と主要施策

1 コロナからの回復から持続可能な観光・MICEへ

(1) コロナからの回復に向けた取組み

地域経済のコロナからの回復とさらなる活性化に向けて、国内外へのプロモーションや新たなコンテンツ造成などにより誘客を促進し、観光消費の拡大に取り組みます。特に福岡市の強みであるMICEにおいては、比較的回復が早く集客性のある展示会などのMICE誘致に取り組むことで、市内産業への経済波及効果を高めます。

また、観光関連事業者においては、休業や一時的な事業縮小などによる従事者の減少等により、回復に向かう需要に対応できていない事業者も見受けられることから、観光関連事業者の生産性向上に向けた取組みなどを進めます。

(2) 持続可能な観光・MICEへの取組み ～国際的な観光・MICE都市を目指して～

近年、観光・MICEを取り巻く環境は大きく変容し、地域の歴史や伝統文化、自然環境に配慮しながら、観光による地域経済の活性化につなげる持続可能（サステナブル）な観光地域づくりが求められています。

福岡市においても、九州のゲートウェイ都市としての特性やこれまで受け継がれてきた地域資源等を活かした観光・MICE振興を推進することで、地域経済の活性化を図り、その取組みを通して、世界共通の目標であるSDGsや市民生活の質の向上に貢献するとともに、国際観光・MICE都市としての目的地（グローバル・デスティネーション）となることを目指し、都市のプレゼンス向上を図ります。

上記のことを踏まえつつ、プログラム（令和2年度～令和4年度）において残された課題、コロナにより変容した観光ニーズや社会環境へ対応するための新たな課題を解決していくため、今後3年間で実施する取組みの方向性を3つの柱で設定しました。

< 今後実施する取組みの方向性 >

- (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化
- (2) MICE都市としてのプレゼンス向上
- (3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

2 今後実施する取組みの方向性



(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

グローバル都市としてのゲートウェイ機能を高めるため、MICE施設の機能強化のほか、来訪者の利便性向上、回遊の円滑化などによる都市機能の強化に取り組むとともに、福岡市への幅広い誘客と九州周遊観光の促進により九州経済の活性化に貢献します。

【1-1 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化】… 条例第9条 / MICEの振興

○ MICE施設などの都市機能の強化

MICE・ビジネスの国際競争力やゲートウェイ都市機能を高めるため、環境への負荷に配慮しながら、ウォーターフロント地区におけるMICE施設の機能強化や質の高いホテルの誘致などに取り組めます。

○ 観光・MICE施設などにおける利便性向上・おもてなし空間の創出

観光客の情報収集における利便性向上や観光案内機能の強化を図るほか、MICE施設周辺におけるパブリックアートによる演出等に取り組む、来訪者のおもてなし空間を創出します。

【1-2 新たな誘客の開拓】… 条例第8条 / 観光資源の魅力の増進等

○ 多様な国・地域からの誘客促進

デジタル等を活用したマーケティングデータに基づき、訪日客の地域特性や趣向に合わせたテーマ別のプロモーションや観光コンテンツを造成するとともに、福岡空港第2滑走路整備を見据え、幅広い国・地域や富裕層などの市場開拓に取り組めます。

○ 多様なライフスタイルにあわせた需要開拓

リモートワークが普及・定着する中、長期滞在に繋がるコンテンツ開発や海外のリモートワーカーを対象としたプロモーションを実施し、多様化した働き方やライフスタイルに対応するワーケーションなど、新たな需要開拓に取り組めます。

【1-3 市発着の九州周遊観光の推進】… 条例第8条 / 観光資源の魅力の増進等

○ 九州周遊観光の推進

魅力ある観光コンテンツを有する九州の自治体と連携し、福岡市を起点とする周遊ルートの形成やプロモーション活動に取り組むとともに、博多港発着のクルーズ船の誘致など、福岡市への来訪機会の創出と九州全域の観光への貢献を図ります。

○ 国内観光客へのアプローチ強化

大規模市場である関東圏や関西圏を中心にプロモーションを実施するとともに、都市圏の自治体と連携し、継続的な来訪が見込める修学旅行の誘致やマイクロツーリズムの推進など、国内観光客へのアプローチを強化します。



(2) MICE都市としてのプレゼンス向上

福岡市の強みであるMICEにより地域経済の活性化を図るとともに、質の高いMICE誘致や受入環境のさらなる充実、SDGsへの貢献などに取り組むことにより、国際観光・MICE都市としての目的地になることを目指し、都市のプレゼンス向上を図ります。

【2-1 MICE誘致強化とビジネス機会の創出】… 条例第9条／MICEの振興

○経済の活性化に向けたMICE誘致

MICE誘致において、福岡市の強みである医療・医学をはじめとする学会などのC（コンベンション）や比較的回復が早く多様な業種が交流する展示会などのE（エキシビジョン／イベント）の誘致・開催を強化し、地域経済の活性化を図ります。

○新たなビジネス機会の創出

企業ミーティング（M）や報奨旅行（I）の誘致のほか、MICE開催にあわせたビジネス機会の創出やブレジャー※の推進など、新たな需要の開拓に取り組み、地域産業の活性化を図ります。

○質の高いMICE誘致

都市のプレゼンス向上につながる国際会議や、市民や事業者と一体となってMICE参加者へのおもてなしに取り組む大型MICEなど、シンボリックなMICEの誘致に取り組むとともに、MICEにおけるコネクベンチャー・プログラムに文化財などを活用します。

【2-2 MICEにおける受入環境の充実】… 条例第7条／受入環境の整備

○大型MICE等に向けた受入環境の充実

世界水泳選手権大会等における賑わいの創出や多言語対応などの受入環境の充実を図るとともに、災害時における観光客への対応や、ストレスフリーで快適な観光など、来訪者が安全・安心に過ごすことができる環境の充実を図ります。

【2-3 SDGsへの貢献と都市競争力の向上】… 条例第7条／受入環境の整備

○観光・MICEにおけるSDGsの推進

観光・MICE事業者へのSDGsの理解促進と取組みを支援し、国内外に情報発信することにより、世界共通の目標であるSDGsを促進し、都市間における競争力を高めます。

○多様性に配慮した観光・MICEの推進

食のユニバーサル対応をはじめ、様々な国・地域からの来訪者や幅広い世代など、多様な人が観光を楽しむことができる環境の充実を図ります。

※ブレジャー：出張等の機会を活用し、訪問先での滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと



(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

自然や歴史、伝統文化など、これまで受け継がれてきた地域資源等を観光資源に磨き上げ、デジタル技術等を活用し、観光コンテンツの充実を図るなど、地域の魅力向上や回遊促進に取り組みます。

また、観光産業の振興や豊かな市民生活につながるバランスのとれた観光・MICEの取組みにより、来訪者の満足度を高めるだけでなく、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興を推進します。

【3-1 地域資源等を活用した観光振興】… 条例第8条／観光資源の魅力の増進等

○歴史や伝統文化を活かした観光の推進

博多旧市街、福岡城・鴻臚館における受入環境のさらなる整備のほか、体験コンテンツの開発や歩いて散策できるルートづくりなど、歴史や伝統文化を活かした観光を推進します。

また、市内に点在する文化財やまつりなどの伝統文化を活かしながら、テーマやストーリー性のある地域の魅力を発信し、来訪者の回遊性を高めます。

○自然など地域資源を活かした観光振興

海辺を活かした「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」や、農山村地域でのグリーンツーリズムなどにおける観光客の受入環境充実を図るほか、水辺空間を活かした「リバーフロントNEXT」などにおける賑わい創出などに取り組みむとともに、地域資源を活かしたサステナブルツーリズムに資する取組みを進める事業者を支援します。

○文化・芸術を活用した観光振興

ミュージアムなどの文化施設や文化資源の魅力増進、「Fukuoka Art Next」などと連携した誘客や回遊性の向上など、文化観光によるWell-beingの推進を図ります。

○食の魅力発信

福岡の観光コンテンツの一つである食の魅力について、国内外への情報発信を充実させるとともに、事業者と連携した地産地消を推進するなど、食の魅力向上を図ります。

【3-2 持続可能な観光産業の形成】… 条例第6条／観光産業の振興

条例第10条／持続可能な観光の振興

○宿泊業をはじめとした観光産業の生産性向上

国内外における社会情勢の変化に強い観光産業の形成に向けて、宿泊施設等の受入環境整備促進や宿泊事業者等における人材確保・育成、デジタルの活用等による観光産業の生産性向上に向けた取組みを支援します。

○観光振興による地域の活性化

観光による経済への効果を隅々にまで波及させるため、地域と連携し、商店街や中小企業の観光振興の取組みを支援します。

【3-3 観光と市民生活の調和】… 条例第10条／持続可能な観光の振興

○ **観光客と市民生活の調和促進**

観光地周辺の公衆トイレ整備など、観光客だけでなく、市民にとっても利便性が向上する取組みのほか、観光客の増加に伴う交通混雑への対応や観光客のマナー改善など、市民生活への影響に配慮した取組みを進めます。

○ **市民・事業者の理解促進**

観光・MICE振興による経済効果のほか、来訪者や市民の利便性向上に関する情報発信を行うなど、市民及び事業者の理解促進に取り組みます。

また、市民が観光に関わる機会として、観光ボランティアへの参画の促進や活用を図るなど、市民が地域に愛着と誇りを持てる取組みを推進します。

<参考> 福岡市の主な観光施策及び観光スポット

自然など地域資源を活かした観光振興プロジェクト

① Fukuoka East & West Coast プロジェクト



② 農山村地域におけるグリーンツーリズム



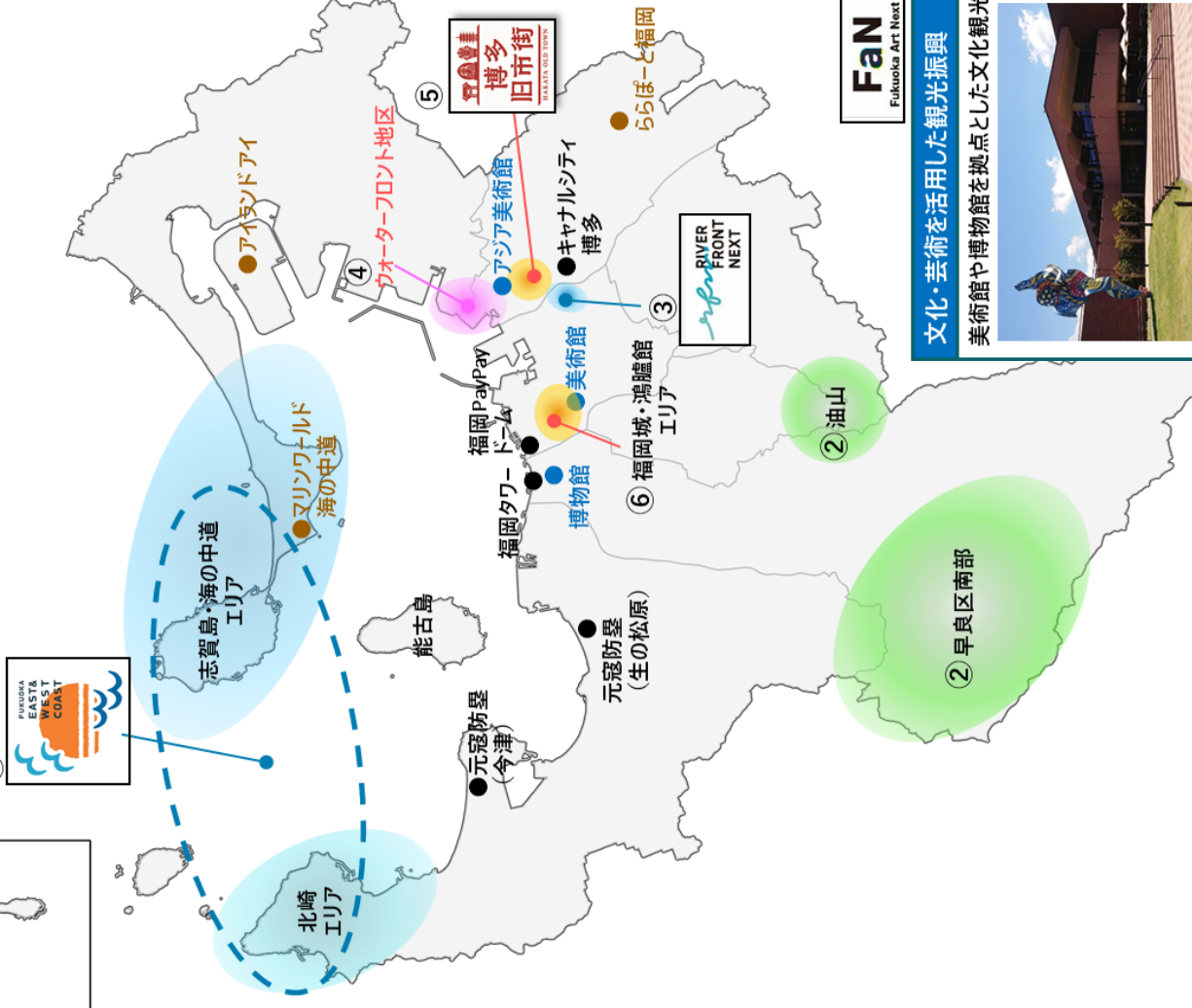
③ リバーフロントNEXT



観光・MICEにおけるSDGsの推進


サステナブルツーリズムの推進や事業者のSDGsに資する取組みを支援





FaN
Fukuoka Art Next

文化・芸術を活用した観光振興
美術館や博物館を拠点とした文化観光



九州のゲートウェイ都市機能強化

④ウォーターフロント地区におけるMICE施設の機能強化



国内観光客へのアプローチ強化

修学旅行誘致やマイクロツーリズムの推進



歴史や伝統文化を活かした観光振興

⑤博多旧市街プロジェクト



⑥福岡城・鴻臚館



第四 目標設定

1 目標設定

観光・MICE推進プログラムにおける目標については、「観光・MICE需要の早期回復」と「持続可能な観光・MICEの推進」にかかる指標として設定しました。

(1) 観光・MICE需要の早期回復にかかる目標

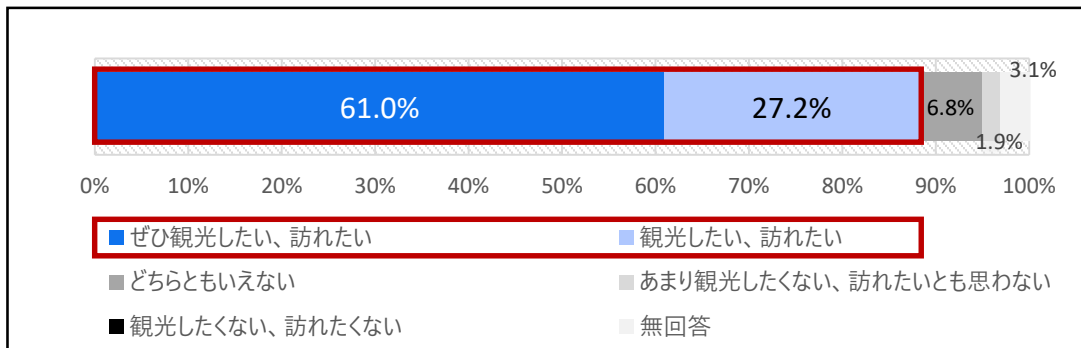
- 入込観光客数 …………… 2,300万人
- 観光消費額 …………… 6,000億円
- 宿泊施設の客室稼働率（年平均） …… 70%

(2) 持続可能な観光・MICEの推進にかかる目標

- 福岡に来訪した観光客の満足度(リピート希望率) …………… 90% (令和3年度 88.1%) ※1
- 市民が観光客を受入れることへの意向(来てほしい割合) … 80% (令和4年度 72.0%) ※2

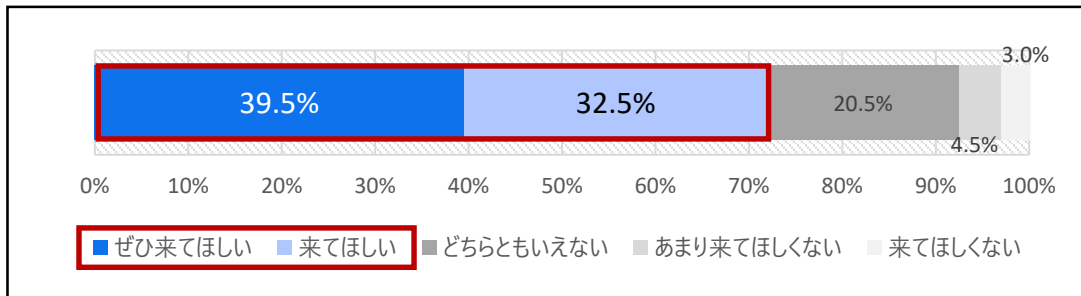
※1 観光客へのアンケート(令和3年度実施)

問 福岡市を観光や旅行で再び訪問したいと思うか (n=1,755)



※2 福岡市民へのアンケート (令和4年10月実施)

問 あなたは福岡市へ観光客が来訪することについてどう思いますか (n=400)



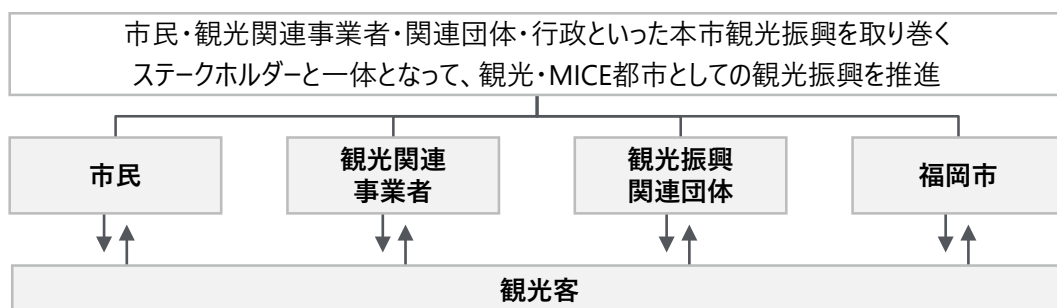
第五 推進体制とマネジメント

1 推進体制と基盤強化

観光・MICE産業による経済活動の裾野は広く、観光・MICE施策を推進していくためには、市民・観光関連事業者、観光振興関連団体、行政が一体となって積極的に展開していく必要があります。

近年では、国の「観光地域づくり法人（DMO）」制度により設立された地域のDMOが中心となった観光地域づくりが広まっています。福岡市においても、観光振興に関わるステークホルダーのとりまとめ役として、公益財団法人福岡観光コンベンションビューローが牽引し、観光関連事業者や地域・市民との連携を強化しながら、観光地域づくりを推進していきます。

観光・MICE推進プログラムの実施にあたっては、福岡市と福岡観光コンベンションビューローの役割を明確にしながら事業推進体制を整備していきます。



2 観光・MICE推進プログラムのマネジメント

観光・MICE推進プログラムの実施状況については、経済観光文化局観光コンベンション部及び福岡観光コンベンションビューローが中心となって、適切に事業の進捗を管理していきます。

設定した目標の達成状況や事業の効果測定を実施するとともに、国内外の社会環境の変化を踏まえながら、必要に応じて、事業の見直しや推進体制の強化を行います。

3 財源

観光・MICE推進プログラムの実施にあたっては、新規性・拡充性や重要度・優先度を踏まえ、宿泊税を活用していきます。また、「観光振興基金」への積立てを行うなど、将来必要となる財源の確保に努めていきます。

參考資料

福岡市観光振興条例(平成 30 年福岡市条例第 55 号)

(目的)

第1条 この条例は、観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。

2 観光振興は、余暇活動（余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。）、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。

3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。

4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第5項に規定するものをいう。）、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。

5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であることを認識しなければならない。

6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。

7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。

8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようにすることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光産業の振興)

第6条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(受入環境の整備)

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の魅力の増進等)

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(MICEの振興)

第9条 市長は、MICE（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策を講ずるものとする。

(持続可能な観光の振興)

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

(財源の確保)

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）抜粋

附則

(福岡市観光振興条例の一部改正)

9 福岡市観光振興条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

○SDGsへの対応について

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するために、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標です。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と、安全・安心で質の高い暮らしのバランスが取れた、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



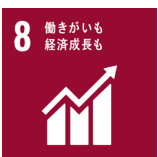
15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



8 働きがいも 経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

